

◆こうち酒米精米工場設備工事

A. 機械設備仕様条件

項目	機械設備名	能力等	数量	備考（主な仕様等）
1.荷受設備	①荷受ホッパー	10 t / h 玄米	1基	・既設利用。
	②昇降機	10 t / h 玄米	3基	・既設改造、残留除去（スクレーパー）取付。
	③計量機	10 t / h 玄米	1基	・既設改造（操作制御盤交換）
	④フローコンベア	10 t / h 玄米	1基	・既設利用
	⑤玄米タンク	6t容量（玄米）	7基	・既設利用
2.前処理設備	①フローコンベヤ	3 t / h 玄米	2基	・既設利用
	②昇降機	3 t / h 玄米	3基	・既設利用、残留除去（スクレーパー）取付
	③石抜機	3 t / h 玄米	1基	・既設利用
	④計量機	3 t / h 玄米	1基	・既設改造（操作制御盤交換）
3.精米設備	①玄白タンク	30俵（玄米）	5基	・既設利用。
		25俵（白米）	5基	・既設利用
	②醸造精米機	30俵 （精米能力）	5基	・1号機・2号機（更新）、3号機（操作制御盤更新） 4号機・5号機（既設利用）
		内2基	（更新醸造精米機仕様）1号機・2号機 ・砥石を有した堅型精米機であること。 ・精白米の現在重量をロードセルにより測定し、目標精米歩合まで自動運転可能であること。 ・コンピュータープログラムによる精米中のロール回転数、負荷の変更が可能であること。 ・精米歩合50%以下の精米が可能であること。 ・原形精米、球形精米が可能であること。（各1基） ・中央制御PCからの自動運転が可能であること。 ・循環昇降機には、スリップ検知装置付きとすること。 ・※原料米の品種や品位、精米条件等により精白米形状や搗精時間は変動する。本仕様では精白米形状や搗精時間の数値条件を求めない。	
内1基	DB25E（3号機）（操作制御盤更新） ・既設醸造精米機と連動・単動が可能であること。 ・中央制御PCからの自動運転が可能であること。			
内2基	DB25E（4、5号機）・既設利用。			

項目	機械設備名	能力等	数量	備考（主な仕様等）
4.白米タンク設備	① フローコンベア	5 t/h 白米	2基	・既設利用。
	② 昇降機	5 t/h 白米	3基	・既設改造。残留除去装置付きとすること。
	③ ロータリーシフター	5 t/h 白米	1基	・酒米用スクリーン仕様とすること。 ・網6段4種分けであること。 ・スクリーンは引出式で清掃が簡易であること。
	④ 計量機	5 t/h 白米	1基	・既設改造（操作制御盤交換）。
	⑤ 白米タンク	5 t 容量（白米）	9基	・既設利用。
5. 糠処理設備	① バックフィルター	醸造精米機用	5基	・既設利用。
	② バックフィルター	一般集塵用	1基	・既設利用。
	③ 昇降機	糠用	2基	・既設利用。
	④ 糠タンク	2t容量	2基	・既設利用（赤糠、中糠用）
	⑤ 糠タンク	3t容量	1基	・既設利用（白糠用）
	⑥ フローコンベア	糠用	6基	・移設利用
	⑦ フレコン計量機	糠用	2基	・既設改造（操作盤更新）
6. 色彩選別設備	①調整タンク	1 t 容量（白米）	1基	<ul style="list-style-type: none"> ・フルカラーカメラを搭載し、1次選別、2次選別には溝シュートを 使用すること。 ・操作パネルはカラータッチパネルとすること。 ・選別対象物に対して、それぞれ感度調整できること。 ・酒米対応とすること。 ・選別部の光源はすべてLEDであること。 ・無機物選別用に近赤外線カメラを搭載のこと。
	②色彩選別機	2t/h 以上	1基	
	③付帯設備		1式	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降機、架台、運転に必要な設備を含めること。 ・昇降機は残留除去装置付きとすること。 ・機外排出については、袋受又は箱受けできること。
	④コンプレッサー	色彩選別機用	1基	<ul style="list-style-type: none"> ・無給油、エアードライヤー付のこと。 ・色彩選別機の能力に準じた機種選定のこと。
	⑤エアータンク	色彩選別機用	1基	・オートドレン付
	⑥小型集塵機	色彩選別設備用	1基	<ul style="list-style-type: none"> ・埃はロータリーバルブで袋又は箱受け可能とすること。 ・色彩選別設備の集塵ができる機種選定のこと。

項目	機械設備名	能力等	数量	備考（主な仕様等）
7. 製品計量包装設備	①フローコンベア ②昇降機		1基 1基	<ul style="list-style-type: none"> ・既設の自動包装機、パレタイズロボット更新 ・既設利用 ・既設改造。残留除去装置付きとすること。
8. 電気設備				<ul style="list-style-type: none"> ・主操作盤PLC更新。 ・中央制御PC、ソフト更新。 ・機器更新にともない既設盤改造を行うこととする。 ・各搬送ラインの制御が可能とすること。
9. その他	①電気工事 ②その他事項			<ul style="list-style-type: none"> ・改修工事にかかる二次側電気工事は、すべて見積範囲とする。 ・管理用として必要なコンセント、照明は見積範囲とする。 ・既存施設改修工事の為、建物との取り合い部分は見積範囲とする。 ・既設機器の仮撤去、復旧が必要な場合は見積範囲とする。 ・集塵配管は既設配管に接続の場合、既存集塵機能力が不足する場合は新たに設置すること。 ・エアー配管は既設利用可とする。改修工事にかかるエアー配管は見積範囲とする。 ・安全対策上必要な設備を見積範囲とする。